

日本線虫学会 旅費規程

1. 学会役員、各種委員並びに会長が認めたその他の会員が、会務のために移動する場合の費用の支給に関してこの規程を設ける。
2. 旅費の支給範囲は以下の通りとする。旅費の支給を必要とする場合には、該当する者は当該会議あるいは業務等に先だってその意を会長または学会事務局に対して伝えなければならない。
 - 1) 評議員会・委員会
 - 2) 日本線虫学会が加盟する団体の総会
 - 3) その他会長が認める活動ただし、学会大会前日またはその期間中に開催されるもの、海外で開催されるものについては、旅費支給の対象としない。
3. 旅費は、居住地または勤務地から開催地または業務地までの最も合理的かつ経済的な経路の公共交通機関を利用した場合の運賃をもとに下記の通り計算する。
 - 1) 旅費は交通費、宿泊費および日当とする。
 - 2) 交通費は飛行機料金、鉄道料金、バス料金を支給する。
 - 3) 交通費および宿泊費は実費での支給とする。なお、交通費および宿泊費の支給にあたっては、領収証（費用を支払ったことがわかる証明書）の提出を求める。ただし、領収証等の発行が困難な場合（バス料金など）についてはこの限りではない。
 - 4) 鉄道のひとつの利用区間が片道 50km 以上であり、特別急行列車または新幹線が利用可能な場合は、該当区間の特別急行料金を支給する。別途座席指定料金を要する場合はそれも支給する。ただし、特別車両料金（グリーン料金等）は支給しない。
 - 5) 航空券はエコノミークラス利用運賃を支給する。
 - 6) 宿泊費の上限支給額は 1 泊 20,000 円とする。
 - 7) 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等で、交通費、宿泊費毎の実費が不明な場合は、当該料金を支給額とする。
 - 8) 日当は 1 日につき 3,000 円とし、出発の日から帰着の日までの日数によって計算する。
4. この規程の改廃は、評議員会の承認を必要とする。

付則 この規程は 2024 年 6 月 26 日から施行する。